

平成27年6月  
独立行政法人都市再生機構

## 機構発注工事における社会保険等未加入対策について

建設業者の社会保険等（※）未加入対策については、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に必要な人材を確保する観点から、平成27年1月1日から実施してきたところです。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正法が本年4月1日から施行され、下請契約を締結する全ての公共工事において元請業者の施工体制台帳の作成と発注者への提出が義務付けられたことに伴い、国土交通省に準じて下記のとおり、更なる対策を実施することとしましたので、お知らせいたします。

- ・現在、下請契約の請負代金の総額が3,000万円（建築一式工事については4,500万円）以上の工事については、既に、元請業者の社会保険等未加入業者との一次下請契約の締結を禁止しているところですが、本年8月1日以降に入札公告を行う工事で、下請契約の請負代金の総額が3,000万円（建築一式工事については4,500万円）未満のものについて、本措置の拡大を試行します。
- ・施行体制台帳を通じて、社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部に通報します。

※「社会保険等」とは健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

【問い合わせ先】  
経理資金部契約監理チーム  
電話045（650）0304